

社会福祉法人明和会 役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人明和会（以下「この法人」という。）定款第22条の規定に基づき、役員の報酬等について定めるものとする。

（報酬、費用弁償等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために週3日以上かつ週24時間以上勤務する者をいう。常勤役員については、報酬及び退職慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。
- (2) 理事、監事、評議員の非常勤役員については、別に旅費規程で定める費用弁償及び退職慰労金を支給する。

（退職慰労金の支給）

第3条 役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

- 2 役員等の在任期間の計算については、選任の日から起算して計算するものとし、1年に満たない端数の月数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、当法人職員を兼務していた期間はこれに含まない。
- 3 役員等が同一の役職の役員等に選任された場合、退職慰労金の取扱いは、引続き在任したのものとする。役職を異にする役員等に選任された場合も同様とする。

（役員等の報酬等の支給区分）

第4条 役員等に支給する報酬等の額は、次の各号の区分により支給するものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規定に準ずる額

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第28条に準じた日とする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任したものには、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人はこの規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和3年6月16日より施行する。

別表1 (常勤役員報酬)

職名	報酬の額
常勤役員	各年度の総額 15,000,000円の範囲内
(常務理事)	月額 210,000円 ~ 350,000円 (週3日 210,000円) (週4日 280,000円) (週5日 350,000円)

別表2 (退職慰労金)

(常勤役員の退職慰労金算定式)

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数 (0.1)

(非常勤役員の退職慰労金支給額)

2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上
10,000円	15,000円	20,000円	30,000円